

# グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループ タイランドチーム

## タイ証券取引所

タイ証券取引所の時価総額は現地通貨ベースで、2020年までの5年間で30%の伸びを示しており、東南アジアではシンガポールに次ぐ市場規模です。2020年末現在、743の企業が上場しており、このうち2020年の新規上場は27社であり、市場の好調ぶりがうかがえます。日本企業が出資している企業では、THAI STANLEY、AEON THANA SINSAP、FURUKAWA METAL、MURAMOTO ELECTRON、THAI TORAYなどが上場しています。

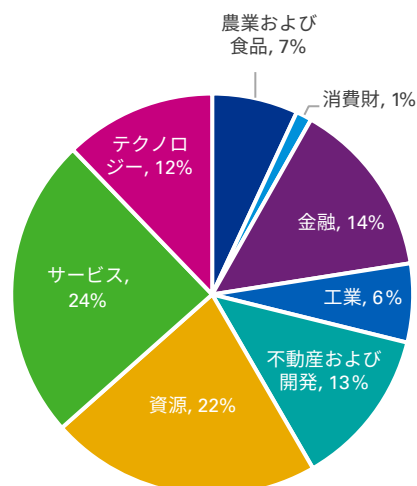
タイでは、国内産業の保護などを目的とする「外国人事業法」の規制により、農業、建設業、サービス業といった業種においては、外国人保有タイ法人（資本金の50%以上が外国企業によって保有されるタイ法人など）を設立および上場させることはできません。一方で、持株会社、製造業および一定の規模を持つ卸売業、小売業などは規制の対象外となっており、設立および上場にかかる制約はありません。特に持株会社について、タイ証券取引所は、タイへの誘致を目的として、最低事業継続年数などの上場要件を緩和した特別の上場基準を設けています。タイはASEAN（東南アジア諸国連合）のほぼ中心に位置し、またインドや中国といった大国にも近く、近年注目されているミャンマーとも隣接していることから、ビジネス地政学的には要衝とされており、周辺諸国に比べても、産業の集積度・インフラ面の優位性から、チャイナプラスワンとしての注目度を高めています。持株会社の上場における優遇制度を利用し、アジア地域を統括する持株会社を、子会社のステータスのままタイで設立および上場するメリットは高いといえるでしょう。

また直近では、外国企業のプライマリー上場も認める規制緩和がなされ、外国企業にとってもますます魅力ある市場になっています。

## 上場企業の産業

上場会社数の傾向を見ると、タイ証券取引所では、不動産および開発、サービス、工業がその大きな割合を占めています。

産業別の時価総額割合  
(2020年12月現在)



## 2つのマーケット～SETとmai～

タイ証券取引所にはSET市場（メイン市場）とmai市場があります。SET市場は主に大企業向けの市場で、公開企業の8割程度がSET市場に上場しています。一方、mai市場は1999年に誕生した、主に将来の成長可能性を重視した中小企業向けの市場です。

## 会計基準

タイ国会計基準の他、プライマリー上場する外国企業についてはIFRS®基準の財務諸表なども認められます。

市場名	SET市場	mai市場
上場企業数（2020年12月末）	568社	175社
時価総額（2020年12月末）	16兆1,076億バーツ（約55兆5,712億円）	2,350億バーツ（約8,108億円）
財務数値要件	次の（ア）（イ）（ウ）の基準をいずれも満たすこと （ア）直近2または3事業年度の累積純利益が5,000万バーツ以上 （イ）上場直前期の純利益が3,000万バーツ以上 （ウ）上場申請期の四半期損益の累計が純利益であること	次の（ア）（イ）の基準をいずれも満たすこと （ア）上場直前期の純利益が1,000万バーツ以上 （イ）上場申請期の四半期損益の累計が純利益であること
継続開示 一期末 一四半期	決算日後60日以内に監査済財務情報を開示（第4四半期財務諸表を提出している場合3ヵ月以内）。四半期はレビュー済財務情報を四半期決算後45日以内に開示	同左
内部統制	内部統制監査制度はなし	同左
使用言語	タイ語・英語	同左

2020年12月末現在為替レート：3.45円/THB

## タイチームメンバー Members and Contacts of Thailand Team

あずさ監査法人 タイランドチーム KPMG AZSA LLC Thailand Team



井戸 志生

Shisei Ido

パートナー  
Partner

shisei.ido@jp.kpmg.com

## KPMGバンコク事務所メンバー KPMG Bangkok Office Member



タネート カセムサーン

Tanate Kasemsarn

パートナー  
Partner

tanate@kpmg.co.th



宮田 一宏

Kazuhiro Miyata

パートナー  
Partner

kazuhiro@kpmg.co.th

## KPMGジャパン

グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザーグループ

有限責任 あずさ監査法人

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL : 03-3548-5140 (井戸)

FAX : 03-3538-5113

global\_capitalmarket@jp.kpmg.com

KPMG in Thailand

48th – 51st Floors, Empire Tower

195 South Sathorn Road

Yannawa, Sathorn

Bangkok 10120 Thailand

Tel +66-2-677-2000

home.kpmg/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 22-5013

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関するすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。